

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

1. 目的

この要領は、介護サービス提供により事故が発生した場合に事故の速やかな解決及び再発防止に資するため、サービス提供事業者から市町村へ報告すべき事項及び報告手順等についてその取扱いを定めたものである。

2. 報告すべき事故の範囲

各事業者は、次の（１）～（４）の場合、市町村へ報告を行うこととする。

（１）介護サービスの提供により利用者のケガ又は死亡事故が発生した場合

- ①介護サービスの提供には、送迎・通院等も含む。
- ②ケガの程度については、医療機関で治療、又は入院したものを原則とする。
- ③事業所側の責任や過失の有無は問わない。

（２）感染症、食中毒及び結核が発生した場合

- ①感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として１・２・３類とする。
- ②法律等に届出義務が定められているものについては、これに従うこと。

（３）職員（従業者）の法令違反・不祥事等が発生した場合

（４）その他、報告が必要と認められる事故が発生した場合

3. 報告の手順

（１）事故発生後、各事業者は、速やかに家族、居宅介護支援事業所に連絡するとともに市町村へ電話で報告する（第一報）。

- ①第一報の内容は、別添「介護保険事業者 事故報告書」の項目に沿ったものとするが、全ての項目についてではなく、報告時点で判明している部分だけでよい。
- ②市町村とは、（ア）被保険者の属する保険者と、（イ）事業所・施設が所在する保険者の両者とする。

（２）第一報後の経過については、適宜電話で報告する。

（３）事故処理の区切りがついたところで、文書で報告することとする。

報告書の様式は、別添「介護保険事業者 事故報告書」を標準とする。

4. 市町村の対応

(1) 事故内容の把握

報告を受けた市町村においては、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な指導等を行うものとする。

この場合、当該被保険者の属する市町村が主たる対応を行うものとするが、必要に応じて、事業所の所在地たる市町村や県及び群馬県国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

(2) 県への情報提供

市町村は、事故の内容が下記①～⑤の事由による場合は、県及び当該事業所の所在する区域を所管する県保健福祉事務所に報告する。

- ①事故により利用者が死亡したもの。
- ②特異な事由が原因となっていると思われるもの。
- ③利用者への身体拘束が事故の原因となっていると思われるもの。
- ④職員の不祥事や法令違反が原因となっていると思われるもの。
- ⑤その他、他の事業者にも事例として情報提供する事によって、同様の事故の発生が防止できると思われるもの。